

静岡県 の 給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	3,775,367	1,095,316,991	7,166,859	399,448,688	36.5	36.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

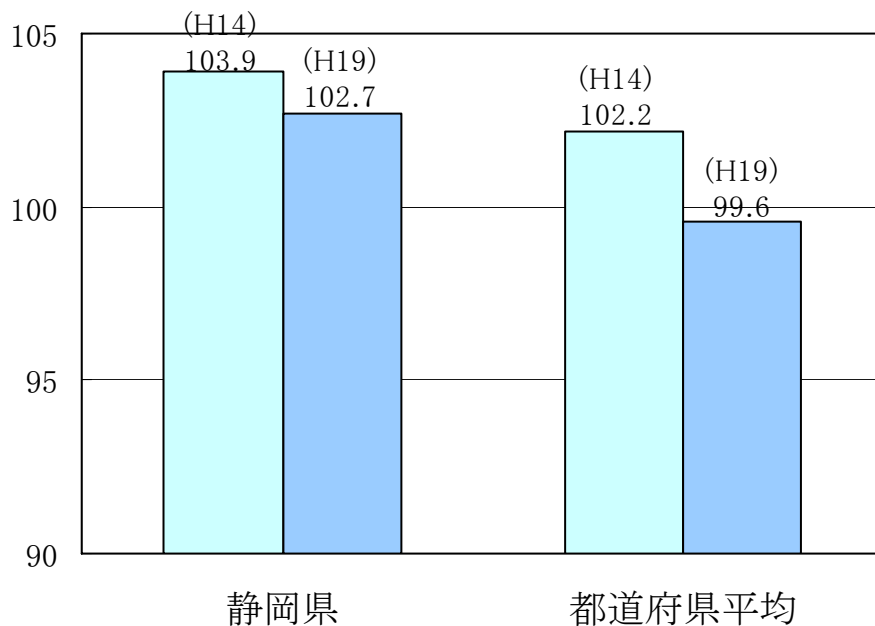
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	38,820	185,251,334	39,572,567	77,431,556	302,255,457	7,786	7,596

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は、平成 18 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表
 (一) 適用職員の俸給月額を、学歴経験年数別にラスパイレス方式により対応させて比較し算出したもので、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

(平成19年4月1日現在)

103.4

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」は、地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
19年度	円 406,219	円 404,709	円 1,510 (0.37%)	% 0.37	% 0.37	% 0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.56	月 4.45	月 0.11	月 0.05	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
静岡県	42.6歳	358,600円	456,479円	400,292円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
都道府県平均	43.6歳	354,147円	436,429円	396,019円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
静岡県	50.2歳	371人	357,431円	409,121円	387,939円	—	—	—	—
うち用務員	51.3歳	216人	354,758円	394,056円	383,461円	用務員	53.6歳	436,265円	0.90
うち運転手	49.3歳	40人	366,748円	452,920円	413,202円	自家用乗用自動車運転手	42.4歳	375,886円	1.20
うち守衛	42.4歳	4人	311,175円	377,613円	358,897円	守衛	57.0歳	428,639円	0.88

うち電話交換手	—	1人	—	—	—	電話交換手	50.0歳	309,021円	—
うちその他技能労務職	48.6歳	110人	361,143円	423,812円	388,652円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
都道府県平均	47.9歳	575人	338,849円	393,549円	371,181円	—	—	—	—

※民間データは、静岡県人事委員会が行った「平成19年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータ（平成19年4月現在）であり、事業所規模50人以上の県内の民間事業所の雇用期間の定めのない正社員が対象となっています。（臨時・非常勤、嘱託・契約社員、派遣職員は対象となっていません。）

【参考】

区 分	民 間			参 考	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
静岡県	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.9歳	227,200円	1.73	6,513,671円	3,284,300円	1.98
うち運転手	自家用乗用自動車運転手	54.1歳	238,300円	1.90	7,278,876円	3,135,300円	2.32
うち守衛	守衛	59.8歳	273,500円	1.38	6,095,828円	3,845,600円	1.59
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—
うちその他技能労務職	—	—	—	—	6,894,977円	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—

※民間データは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータ（平成16年～18年の3ヶ年平均）を総務省が再集計したものであり、事業所規模10人以上の民間事業所の一般労働者が対象となっています。（短時間労働者は対象となっていないが、雇用期間の定めのある者や正社員以外の者も対象となっています。）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（D）」及び「民間（E）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	43.8歳	410,503円	484,021円
都道府県平均	44.4歳	401,470円	469,882円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	43.9歳	403,476円	464,238円
都道府県平均	43.8歳	389,710円	452,184円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
静岡県	40.8歳	355,431円	484,277円	393,527円
国	42.0歳	332,446円	—	379,710円
都道府県平均	40.7歳	344,824円	493,047円	390,204円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時

間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		静 岡 県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	170,200円
	高校卒	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	140,300円	—
	中学卒	127,700円	—
高等学校教育職	大学卒	197,400円	—
	高校卒	153,100円	—
小・中学校教育職	大学卒	197,400円	—
	高校卒	153,100円	—
警察職	大学卒	205,000円	197,700円
	高校卒	169,900円	156,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	274,611円	337,904円	388,453円
	高校卒	225,317円	276,800円	339,623円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	223,360円	272,300円
高等学校教育職	大学卒	325,691円	391,059円	426,703円
	高校卒	256,360円	289,822円	306,488円
小・中学校教育職	大学卒	318,015円	380,289円	417,803円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	286,762円	347,281円	398,854円
	高校卒	253,066円	298,244円	364,333円

(注) 1 技能労務職・中学卒の経験年数15年の数値は、該当者が3人以下のため、経験年数14年の数値を記載している。

(注) 2 高等学校教育職・高校卒の経験年数10年、15年及び20年の数値は、該当者が3人以下のため、経験年数12年、17年及び19年の数値を記載している。

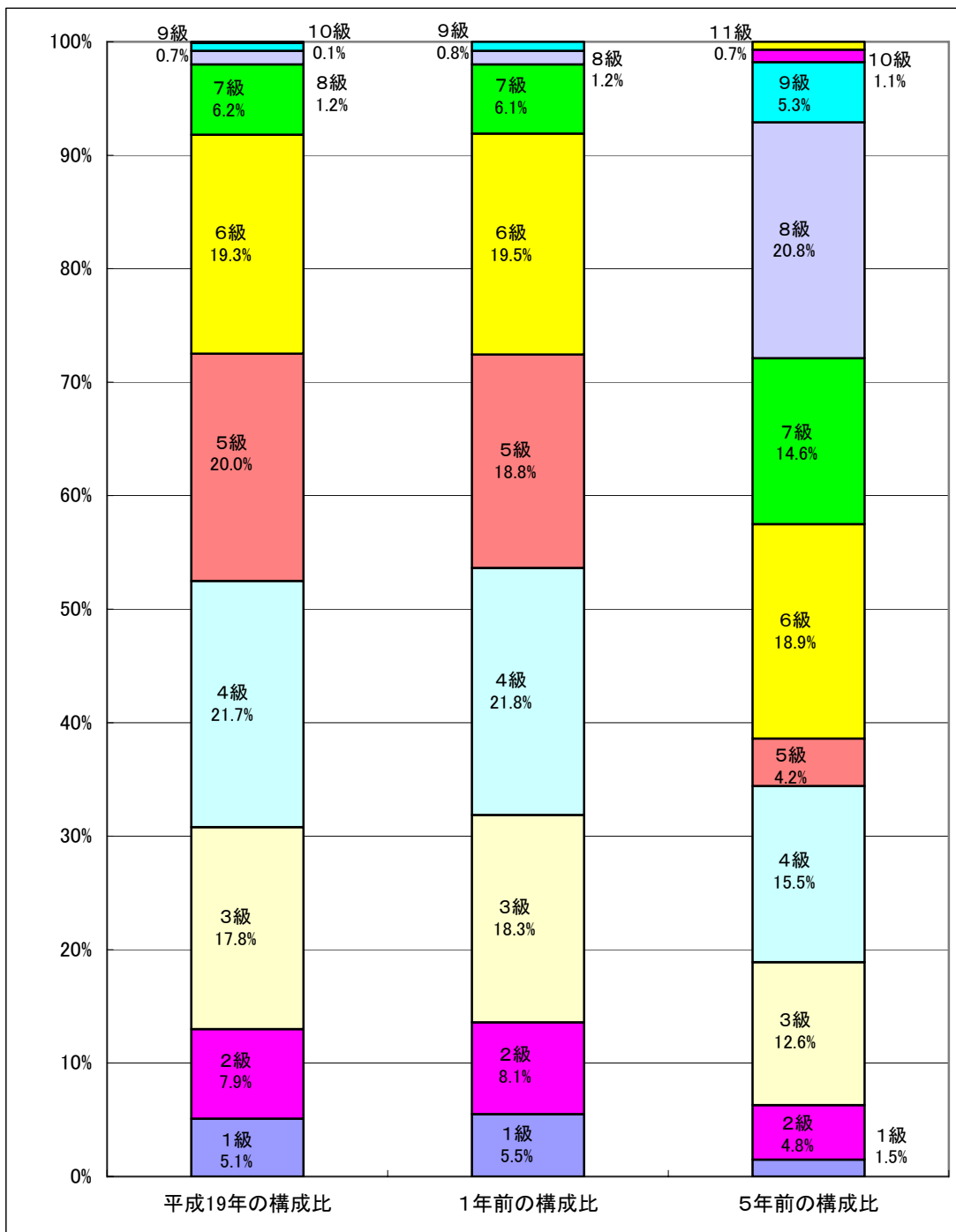
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
10 級	特に困難な業務を処理する本庁の部長	8 人	0.1 %
9 級	本庁の部長	49 人	0.7 %
8 級	本庁の局長	82 人	1.2 %
7 級	本庁の室長	429 人	6.2 %

6 級	本庁の専門監	1,331	19.3
5 級	本庁の主幹 困難な業務を処理する 本庁の係長	1,381	20.0
4 級	本庁の係長	1,502	21.7
3 級	副主任	1,232	17.8
2 級	高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事、技師	549	7.9
1 級	定型的な業務を行う 主事、技師	351	5.1

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に11級制から10級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、新たな職務の級として10級を新設)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

知事部局等職員の昇給を平成19年1月1日付けで次のとおり実施した。

ア 特定職員

区 分	上 位	標 準	下 位
昇給号給数	3号給以上	2号給	1号給以下
人員分布率	44.0%	55.3%	0.7%

イ 一般職員（特定職員以外の職員）

区 分	上 位	標 準	下 位
昇給号給数	4号給以上	3号給	2号給以下
人員分布率	20.2%	77.8%	2.0%

※特定職員とは、行政職給料表の7級以上の職員（に相当する職員を含む。）で、かつ管理職手当の支給対象となる職員をいう。

※昇給号給数は、55歳以上の昇給抑制者以外の場合の号給数

※人員分布率は、既に最高号給に到達した、又は勤務実績がないため昇給しない者を除いた割合である。

※下位区分については、勤務した期間が短いことにより適用された者を含む。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

静岡県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,883千円	—
（18年度支給割合） 期末手当 3.0月分 （ 1.6）月分 勤勉手当 1.45月分 （ 0.75）月分	（18年度支給割合） 期末手当 3.0月分 （ 1.6）月分 勤勉手当 1.45月分 （ 0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

知事部局等においては、特定幹部職員（室長級以上の管理職）を対象として、職務に関連した具体的な行動例を評価例文とした勤務成績評価を6月、12月の年2回行い、勤勉手当の成績率に反映している。

また、特定幹部職員以外の職員については、職務に関して高く評価できる成果をあげた職員等を上位区分に適用すること等により、勤勉手当の成績率を区分している。

平成19年6月支給の勤勉手当の実績は次のとおりである。

ア 特定幹部職員

区分	上位	標準	下位
成績率	111/100～101/100	91/100	91/100未滿
人員分布率	34.2%	64.3%	1.5%

（注）人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

イ 特定幹部職員以外の職員

区分	上位	標準	下位
成績率	78.5/100	71/100	71/100未滿
人員分布率	20.3%	79.3%	0.4%

（注）人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

静岡県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 無）					
1人当たり平均支給額 6,189千円 28,254千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		8,048,171千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		189,200円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
静岡市	11,347人	4%	5%
浜松市	6,889人	4%	2%
沼津市	2,525人	4%	2%
熱海市	413人	4%	1%
三島市	814人	4%	2%
富士宮市	1,039人	4%	2%
伊東市	526人	4%	1%
島田市	980人	4%	0%
富士市	2,043人	4%	2%
磐田市	2,085人	4%	2%
焼津市	849人	4%	2%
掛川市	1,128人	4%	2%

藤枝市	1,592人	4%	0%
御殿場市	728人	4%	2%
袋井市	508人	4%	2%
下田市	551人	4%	0%
裾野市	336人	4%	4%
湖西市	271人	4%	0%
伊豆市	461人	4%	0%
御前崎市	305人	4%	0%
菊川市	481人	4%	0%
伊豆の国市	510人	4%	0%
牧之原市	476人	4%	0%
東伊豆町	138人	4%	0%
河津町	63人	4%	0%
南伊豆町	81人	4%	0%
松崎町	124人	4%	0%
西伊豆町	69人	4%	0%
函南町	241人	4%	0%
清水町	242人	4%	0%
長泉町	192人	4%	0%
小山町	186人	4%	0%
芝川町	73人	4%	0%
富士川町	83人	4%	0%
由比町	51人	4%	0%
岡部町	66人	4%	0%
大井川町	178人	4%	0%
吉田町	178人	4%	0%
川根町	29人	4%	0%
川根本町	135人	4%	0%
森町	265人	4%	0%
新居町	260人	4%	0%
さいたま市	4人	8%	8%
東京都千代田区	50人	14%	14%
小平市	3人	10%	10%
川崎市	3人	12%	12%
名古屋市	1人	12%	12%
大阪市	3人	12%	12%
医療職給料表(1) の適用を受ける 職員	217人	12%	12%
平均支給率		4.1%	2.5%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	2,161,150千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	80,600円

職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		47.1%	
手当の種類（手当数）		58	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	本庁又は財務事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に関する業務	本庁勤務職員は日額650円 財務事務所勤務職員は月額6,500円～13,600円
		県税に関する滞納処分又は犯則事件の取締り	日額310円
航空手当	回転翼航空機に搭乗し、右の業務に従事した職員	捜索救難の業務	1時間につき1,900円
		災害発生状況等の調査の業務	（低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等
		上記の業務に係る教育訓練の業務	30%加算） （飛行中降下430円～870円加算）
社会福祉業務手当	健康福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	社会福祉に関する指導、保護等の業務	人事委員会規則で定める職員は月額4,100円～9,400円 その他の職員は日額310円
医務手当	本庁、保健所、県立病院その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	診療、検診その他保健指導の業務	月額1,000円～51,000円
病院勤務手当	県立病院に勤務する職員（医療職給料表（3）の適用を受ける職員を除く。）	結核患者又は精神病患者の診療又は看護その他の患者に接する業務	月額6,000円～17,400円
感染症予防作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務	日額350円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取	衛生検査の業務に専ら従事する職員は月額6,700円

		り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	その他の職員は日額310円
精神保健業務手当	本庁又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者の訪問指導の業務	日額310円
	精神保健福祉センターに勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員	精神障害者に接して精神保健に関する相談、指導等の業務	月額8,300円
動物管理等作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第18条第1項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円
	動物管理指導センターに勤務する職員	動物の収容、管理又は処分に関する業務	
浄化槽等立入検査業務手当	本庁、保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	化製場等に関する法律第6条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項若しくは浄化槽法第53条第2項に規定する立入検査又は市町村等公共団体の管理するごみ処理施設の立入検査の業務	日額310円
夜間看護等手当	県立病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師の職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回につき2,040円～3,400円
	県立病院に勤務する薬剤師の職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる救急医療	1回につき410円

		等の業務	
	県立病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	1回につき1,280円
	県立病院その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	12月29日から翌年の1月3日までの期間内の看護、介護、養育等の業務	1回につき1,700円～9,900円
死体解剖補助業務手当	県立病院に勤務する職員（医師及び歯科医師を除く。）	死体解剖の補助業務	1体につき1,400円
液化石油ガスメーター検定作業等手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	液化石油ガスメーターの検定作業又は検査作業の業務	日額310円
職業訓練等手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	1月につき給料月額に10/100を乗じて得た額
	農林大学校又は漁業高等学園に勤務し、農業若しくは漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務	
家畜伝染病防疫作業手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	家畜の伝染病の防疫の業務、身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は家畜の病理細菌を取り扱う業務	月額10,000円
	前号に規定する職員以外の職員	家畜の伝染病が発生し又は発生するおそれのある場合において、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫の業務	日額310円～350円
家畜交配作業手当	畜産技術研究所に勤務する職員	種雄牛豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために種雄牛豚を御する業務	日額310円
		人工授精又は受精卵移植をするために放牧してある牛の取押え業務	

高温施設内作業手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	施設の構造等により高温となる施設内において、7月1日から9月30日までの期間内に高温の下で行う試験研究の業務	日額310円
特殊自動車作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める特殊作業用自動車に乗車して作業に従事したとき	日額310円
授業従事手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師として授業に従事したとき	1時間につき200円（ただし、一月の総額は18,000円を超えることができない）
臨時乗船手当	人事委員会規則で定める船舶の乗組職員に欠員が生じた場合において、その補充として臨時に乗船を命ぜられた職員	船舶に関する業務	1月につき給料月額に8/100～12/100を乗じて得た額
潜水作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水業務	1時間につき540円～1,500円
		上記の業務を補助する業務	日額310円
漁業調査業務手当	人事委員会規則に定める機関に勤務する職員	4時間以上船舶に乗り組み、漁業に関する調査、試験又は観測の業務	遠洋漁業練習指導船富士丸及び沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸は日額620円 その他の船舶は日額310円
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務	日額310円～360円
深所作業手当	右の業務に従事した職員	建造物の基礎工事その他これに類する工事において、地表下又は水面下4メートル以上の深所で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務は除く。）	日額310円
トンネル内作業手当	右の業務に従事した職員	掘削中のトンネル内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務は除く。）	日額450円

爆発物処理作業手当	右の業務に従事した職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円
圧搾空気内作業手当	右の業務に従事した職員	圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	1時間420円
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視等の業務	日額450円
		市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査又は巡回監視の業務	
用地交渉等手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	現地において公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額700円～1,050円
夜間定時制課程勤務手当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上当該定時制課程に係る業務に従事したとき	月額4,800円
特別支援学校教育業務手当	特別支援学校に勤務する職員（管理職手当の適用を受ける職員を除く。）	特別支援学校における教育に関する業務	月額4,800円～6,600円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員（給料の調整額表の適用を受ける職員及び管理職手当の支給の適用を受ける職員	教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導の業務	日額290円～350円

	は除く。)		
兼務手当	昼間授業又はその補助を本務とする教育職員若しくは夜間授業又はその補助を本務とする教育職員	昼夜の異なる課程の授業の業務	1時間につき2,000円
	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務	
添削指導手当	右の業務に従事した教育職員	本務以外に通信教育に係る報告書の添削指導又は面接指導の業務	1時間につき2,000円
夜間専任手当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする教育職員	教育委員会が別に定める時間数以上の当該定時制課程における授業の業務	月額500円
舎監手当	舎監に充てられた教育職員	寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童又は生徒の教育の業務	1回につき300円
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の2級又は1級である教育職員	学校管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日額3,200円又は6,400円
		学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額3,000円
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額2,200円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額2,000円
		学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額2,000円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否	日額900円

		判定の業務	
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の主任等の教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額200円
警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円
看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円
死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあつては鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	1体につき1,600円～3,200円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	月額6,500円（犯罪現場において作業する場合11,700円）
		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	月額11,700円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務	1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算）
		航空機に搭乗しての犯罪捜査等の教育訓練の業務	（飛行中降下430円～870円加算）
	航空整備士	航空機の整備作業	月額22,300円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき540円～1,500円
交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	1件につき450円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円

爆発物処理作業等手当	爆発物処理班員に指定された職員	爆発物（爆発物である疑いがある物件を含む）の処理の作業	1件につき5,200円
	理化学について専門的知識を有する職員	火薬類の処理の作業	日額250円
	右の業務に従事した職員	火薬類取締法第43条第2項の規定による立入検査の業務	
		特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業	日額4,600円
		特殊危険物質被害危険区域内における作業	日額250円
		特殊危険物質製造過程の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの	日額460円
私服員等勤務手当	私服員（警部以下の階級にある警察官に限る。）	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務	月額11,700円
		天皇、皇族等の身辺の護衛の作業	日額640円～1,150円
		国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業	日額1,100円
	少年警察補導員	少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務	日額240円
警ら手当	警部以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務	月額11,700円
	警部補以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う警ら業務	月額8,800円
		警ら業務	月額7,100円
交通整理取締手当	警部以下の階級にある警察官	交通整理取締用の自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務	月額11,700円
	警部以下の警察官	交通整理取締り業務	月額7,200円
	交通巡視員		月額6,000円
夜間特殊業務手当	職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回につき410円～1,100円
呼出手当	職員（警察官にあつては	正規の勤務時間外にお	1回につき1,240円

	、警部以下の階級にある警察官に限る。)	ける呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	
災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識作業又はこれらに相当する作業	日額840円～1,680円
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円
		防弾装備を装着し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円
		防弾装備を装着し、小型武器を携帯して行う上記の2つの作業に付随して行われる固定配置の作業	日額820円～1,100円
		防弾装備を装着し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	7,446,399千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	185千円
支給実績 (17年度決算)	7,290,562千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	181千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ・扶養親族でない配偶者があ る場合そのうち1人 6,500 円 ・配偶者がいない場合その うち1人 11,000 円 ・満16歳に達する年度の初め から満22歳の年度末までの 子1人につき5,000円加算 	異なる	国は配偶者に対する支給額が13,000円	4,780,097千円	238,900円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受 け月額12,000円を超える 家賃・間代を支払っている 職員 全額支給限度額13,000円 2分の1加算限度額17,000 円 最高支給限度額30,000円 ・持家に居住し世帯主である 場合 支給額4,500円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給して いる者で留守宅に配偶者 が居住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場 合の2分の1の額 持家の場合2,200円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間に居 住する場合 全額支給限度額 11,000円 2分の1加算限 度額 16,000円 最高支給限度額 27,000円 ・持家に居住し 世帯主である場 合 支給額（新築・ 購入後5年間） 2,500円 ・単身赴任中 の留守宅の場合 持家の場合支給 なし 	3,006,857千円	129,900円
通勤手当	<p>通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月あたり最高支給限度額75,000円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000円～5,800円）＋加算額（3kmを超える1kmにつき175円～570円）</p>	異なる	<p>国は最高支給限度額が55,000円</p> <p>自動車等使用者の使用距離の区分が異なる</p>	4,888,203千円	129,400円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	異なる	一部国と異なる区分あり	2,538,763 千円	820,500 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		1,327,466 千円	162,800 円
産業教育手当	実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。 月額：給料月額×10/100（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、6/100）			344,734 千円	465,900 円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～306,900 円	同じ		439,471 千円	2,092,700 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：23,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ		169,031 千円	287,500 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100	同じ		2,760 千円	131,400 円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×8/100～25/100	同じ		97,747 千円	252,600 円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×10/100（管	同じ		180,609 千円	466,700 円

	理職手当を受ける職員は 8/100)				
義務教育等 教員特別手 当	義務教育諸学校、高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員に支給する。 月額：5,000円～20,200円	同じ		4,257,175千円	167,600円
農林漁業普 及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額×8/100			55,400千円	348,400円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回あたり：4,200円～20,000円	同じ		917,980千円	210,000円
管理職員特 別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回あたり：3,000円～12,000円	異なる	国は、1回あたり6,000円～12,000円	35,873千円	85,200円
夜間勤務手 当	定められた正規の勤務時間（午後10時～翌日の午前5時）として深夜に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		716,589千円	131,500円
寒冷地手当	寒冷公署に在勤し人事委員会規則で定める地域に居住する職員に支給する。 基準日（10月31日）に11月から翌年3月まで5月分を一括支給する。 支給額：36,800円～89,000円	異なる	国では、11月から翌年3月までの各月の初日に支給している。	126千円	63,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等
給 料	知 事		1,310,000円
	副 知 事		1,070,000円
報 酬	議 長		1,030,000円
	副 議 長		910,000円
	議 員		840,000円
期	知 事		(19年度支給割合)
	副 知 事		3.35月分 3.35月分

末 手 当	議 長	(19年度支給割合)
	副 議 長	3.35月分
	議 員	3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	131万円×在職期間×65/100 4,087.2万円 任期毎
	備 考	107万円×在職期間×40/100 2,054.4万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

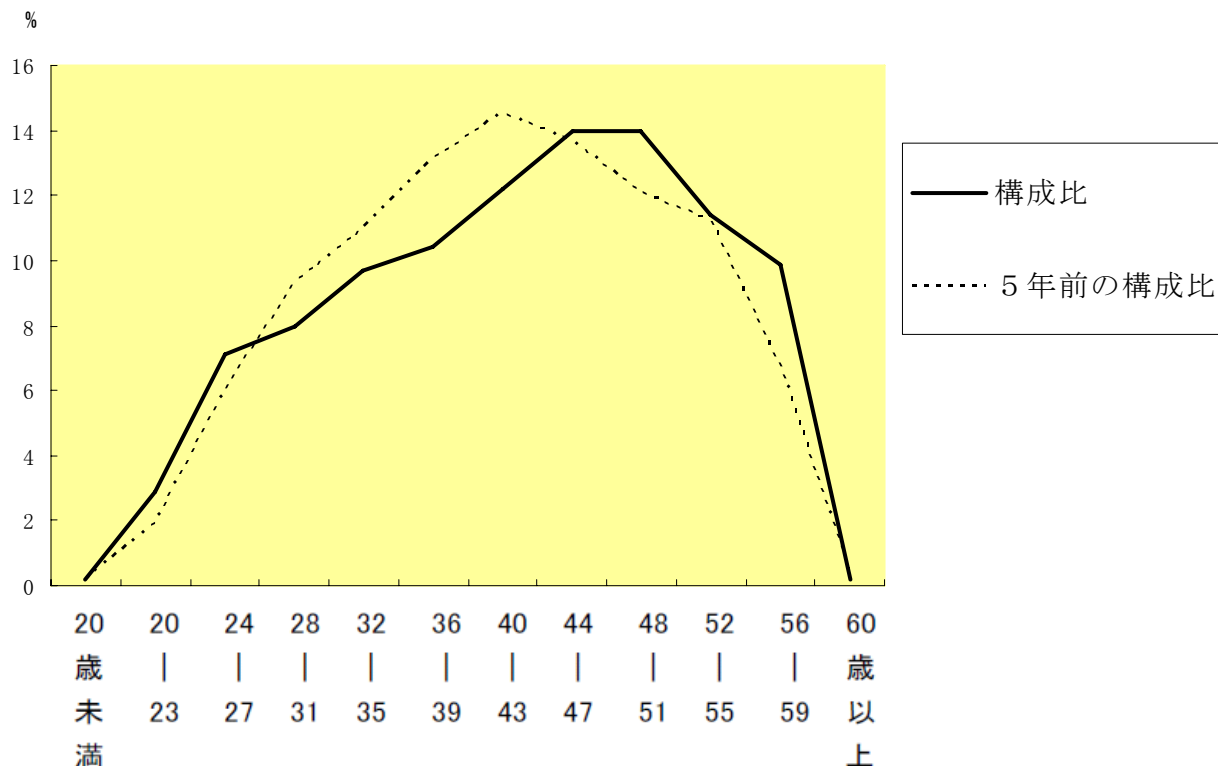
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通会計部門	議会	38	38	±0	総務事務の集中化、本庁再編など 地方税一元化推進 ねんりんピック終了、政令市への権限移譲など 試験研究機関の見直し、本庁再編など 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会開催準備 試験研究機関の見直し、農林事務所再編など 本庁再編、試験研究機関の見直しなど 政令市への権限移譲、本庁再編など
	総務	1,056	1,028	▲28	
	税務	500	507	+7	
	民生	581	556	▲25	
	衛生	730	726	▲4	
一般行政部門	労働	167	170	+3	
	農林水産	1,427	1,398	▲29	
	商工	317	300	▲17	
	土木	1,359	1,297	▲62	
	計	6,175	6,020	▲155	(参考：人口10万人当たり職員数159.45人)
	教育部門	25,952	25,413	▲539	県立大学の地方独立行政法人化、児童生徒数の減少等による教職員の減
	警察部門	6,696	6,779	+83	治安対策強化に伴う警察官の増
	小 計	38,823	38,212	▲611	(参考：人口10万人当たり職員数1,012.14人)
公営企業部門等	病院	2,170	2,285	+115	こども病院周産期施設開設など 施設管理業務非常勤化 本庁再編 企業局住宅分譲業務減
	水道	56	55	▲1	
	下水道	23	22	▲1	
	その他	130	129	▲1	
	小 計	2,379	2,491	+112	
	合 計	41,202	40,703	▲499	(参考：人口10万人当たり職員数1,078.12人)
		[42,752]	[42,760]	[+8]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注)2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	88人	1,163人	2,875人	3,273人	3,952人	4,250人	4,978人	5,684人	5,687人	4,630人	4,040人	83人	40,703人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 41,185	人 38,040	人 3,145	% 7.6

(参考) 静岡県行財政改革大綱実施計画（集中改革プラン）における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	一般行政部門（病院以外の公営企業会計部門を含む）の職員数について、平成22年までの5年間で500人の削減を行う。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～18年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	6,468	6,384	6,226					5,968
	増減		▲84	▲158				▲242 (48.4%)	▲500
教 育	職員数	26,125	25,952	25,413					25,123
	増減		▲173	▲539				▲712 (71.1%)	▲1,002
警 察	職員数	6,618	6,696	6,779					6,820
	増減		78	83				161 (79.7%)	202
病 院	職員数	1,974	2,170	2,285					129
	増減		196	115				311 (▲16.9%)	▲1,845
計	職員数	41,185	41,202	40,703					38,040
	増減		17	▲499				▲482 (15.3%)	▲3,145

(注)1 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(注)2 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(注)3 警察部門については、警察法により定められる警察官の定数を確保することとし、平成17年度から平成19年度までに全国で1万人の増員計画に沿った増員について試算した。

(注)4 病院部門の数値目標については、県立病院が地方独立行政法人に移行した場合について試算した。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	4,678,527	998,694	684,380	14.6	15.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	67	305,741	70,859	132,719	509,319	7,602	7,286

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	45.6歳	414,645円	638,248円

団体平均	45.3歳	387,272円	606,347円
------	-------	----------	----------

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人あたり平均支給額（18年度） 1,952千円	1人あたり平均支給額（18年度） 1,883千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)
1人あたり平均支給額 1千円 27,479千円	1人あたり平均支給額 6,189千円 28,254千円

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）			13,067千円
支給職員1人あたり平均支給年額（18年度決算）			192,200円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	4%	23人	4%
浜松市	4%	9人	4%
三島市	4%	4人	4%
富士市	4%	4人	4%
磐田市	4%	4人	4%
富士川町	4%	21人	4%

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	143千円		
支給職員1人あたり平均支給年額（18年度決算）	5,100円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	20.9%		
手当の種類（手当数）	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額310円～360円
管路内作業手当	右の業務に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査	日額450円

		若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円
用地交渉等手当	分譲営業室、水道室又は企業局各事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 700 円～1,050 円
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 450 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	17,909千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	267千円
支給実績（17年度決算）	23,298千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	358千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	同じ		12,320 千円	246,400 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある場合そのうち 1 人 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算 				
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 全額支給限度額 13,000 円 2 分の 1 加算限度額 17,000 円 最高支給限度額 30,000 円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額 4,500 円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額 持家の場合 2,200 円 	同じ		5,461 千円	121,400 円
通勤手当	<p>通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の 1 か月あたり最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)</p>	同じ		15,371 千円	236,500 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p>	同じ		6,564 千円	937,700 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に	同じ		120 千円	10,900 円

	支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100				
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900円～306,900円	同じ		- 千円	- 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額23,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	定められた勤務時間（午後10時～翌日の午前5時）として深夜に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回あたり：4,200円～20,000円	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回あたり：3,000円～12,000円	同じ		24千円	12,000円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 69	人 64	人 5	% 7.2

(参考) 静岡県行財政改革大綱実施計画(集中改革プラン)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	一般行政部門(病院以外の公営企業会計部門を含む)の職員数について、平成22年までの5年間で500人の削減を行う。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	4,562,548	911,126	658,602	14.4	15.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 63	千円 294,931	千円 72,211	千円 128,410	千円 495,552	千円 7,866	千円 7,857

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	46.4歳	417,280円	639,670円
団体平均	45.3歳	404,239円	653,434円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）	
1人当たり平均支給額（18年度） 2,006千円		1人当たり平均支給額（18年度） 1,883千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 ー千円 27,479千円			1人当たり平均支給額 6,189千円 28,254千円		

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	12,511千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	195,500円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	4%	9人	4%
浜松市	4%	15人	4%
三島市	4%	10人	4%
磐田市	4%	27人	4%
吉田町	4%	3人	4%

エ 特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績（18年度決算）		321千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		8,200円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		34.4%	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円
管路内作業手当	右の業務に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円
用地交渉等手当	分譲営業室、水道室又は企業局各事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 700 円～1,050 円
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 450 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	20,250千円
--------------	----------

職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	316千円
支給実績（17年度決算）	13,772千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	226千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同じ		10,085千円	219,200円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 全額支給限度額13,000円 2分の1加算限度額17,000円 最高支給限度額30,000円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額4,500円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合の2分の1の額 持家の場合2,200円 	同じ		4,967千円	112,900円
通勤手当	<p>通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月あたり最高支給限度額75,000円 交通用具使用者の算出方法</p>	同じ		16,332千円	263,400円

	距離に応じた基準額（2,000円～5,800円）＋加算額（3kmを超える1kmにつき175円～570円）				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		7,730千円	1,104,300円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		144千円	14,400円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900円～306,900円	同じ		-千円	-円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額23,000円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ		-千円	-円
夜間勤務手当	定められた勤務時間（午後10時～翌日の午前5時）として深夜に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		-千円	-円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回あたり：4,200円～20,000円	同じ		-千円	-円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回あたり：3,000円～12,000円	同じ		15千円	15,000円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
-----------	-----------	-----	-----

職員数	職員数	職員数	
人	人	人	%
66	57	9	13.6

(参考) 静岡県行財政改革大綱実施計画(集中改革プラン)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	一般行政部門(病院以外の公営企業会計部門を含む)の職員数について、平成22年までの5年間で500人の削減を行う。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照

(3) 地域振興整備事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	3,960,121	-1,896,223	92,460	2.3	2.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 10	千円 47,223	千円 10,168	千円 20,700	千円 78,091	千円 7,809	千円 7,831

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	44.1歳	419,234円	643,623円
団体平均	46.2歳	418,356円	652,170円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業		静岡県(企業局・がんセンター事業を除く)	
1人当たり平均支給額(18年度) 2,070千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,883千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%
--	--

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

地域振興整備事業			静岡県 (企業局・がんセンター事業を除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 一 千 円 27,479 千 円			1人当たり平均支給額 6,189 千 円 28,254 千 円		

ウ 地域手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (18年度決算)		2,021 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (18年度決算)		202,100 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
静岡市	4%	9 人	4%
浜松市	4%	1 人	4%
三島市	4%	1 人	4%

エ 特殊勤務手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (18年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (18年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)		0%	
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額 310 円～360 円
管路内作業手当	右の業務に従事した職員	管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額 450 円
道路上作業手当	右の業務に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額 310 円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額 360 円

特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額 310 円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額 310 円
用地交渉等手当	分譲営業室、水道室又は企業局各事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事する職員	現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額 700 円～1,050 円
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務	日額 450 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	1,063千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	106千円
支給実績（17年度決算）	5,376千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	269千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,500 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ・扶養親族でない配偶者がある場合そのうち 1 人 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		2,124 千円	265,500 円

住居手当	<p>・借家・借間に居住する場合 支給対象者</p> <p>自ら居住するため借り受け 月額 12,000 円を超える家賃</p> <p>・間代を支払っている職員 全額支給限度額 13,000 円 2分の1加算限度額 17,000 円 最高支給限度額 30,000 円</p> <p>・持家に居住し世帯主である場 合 支給額 4,500 円</p> <p>・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者</p> <p>単身赴任手当を受給してい る者で留守宅に配偶者が居 住している者</p> <p>借家・借間の場合 借家・借間に居住する場 合の2分の1の額</p> <p>持家の場合 2,200 円</p>	同じ		1,314 千円	164,300 円
通勤手当	<p>通勤のために交通機関や自動 車等を使用することを常例と する職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月あた り最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円 ～5,800 円) + 加算額 (3 kmを 超える1 kmにつき 175 円～570 円)</p>	同じ		2,471 千円	274,600 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職 員のうち、管理職手当規則で指 定する職を占める職員に対し 支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の 区分に応じ定める額</p>	同じ		1,175 千円	1,175,000 円
休日勤務手 当	<p>勤務時間条例に規定する休日 において定められた正規の勤 務時間中に勤務を命ぜられた 職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		50 千円	50,000 円
初任給調整 手当	<p>医学、科学技術その他の専門的 知識を必要とし、かつ、採用困 難あるいは採用に特別の事情 があると認められる職員に支 給する。</p>	同じ		- 千円	- 円

	月額：16,900円～306,900円				
単身赴任手当	異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額23,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	定められた勤務時間（午後10時～翌日の午前5時）として深夜に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		- 千円	- 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回あたり：4,200円～20,000円	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回あたり：3,000円～12,000円	同じ		- 千円	- 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 11	人 5	人 6	% 54.5

(参考) 静岡県行財政改革大綱実施計画(集中改革プラン)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	一般行政部門(病院以外の公営企業会計部門を含む)の職員数について、平成22年までの5年間で500人の削減を行う。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照

(4) がんセンター事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	

18年度	千円 22,184,487	千円 -1,019,627	千円 6,468,454	% 29.2	% 29.3
------	------------------	------------------	-----------------	-----------	-----------

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 736	千円 2,703,650	千円 1,535,171	千円 1,096,922	千円 5,335,743	千円 7,250	千円 7,492

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	41.8歳	558,192円	1,269,635円
団体平均	43.2歳	546,714円	1,244,347円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	30.4歳	275,892円	427,817円
団体平均	37.4歳	319,836円	517,225円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡県	40.8歳	372,186円	651,789円
団体平均	43.3歳	378,305円	610,581円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
1人当たり平均支給額（18年度） 1,463千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,883千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
----------	----------------------

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 664千円			1人当たり平均支給額 6,189千円		
			28,254千円		

ウ 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		157,615千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		205,200円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
長泉町	4%	655人	4%
がんセンター医療職給料表(1)の適用を受ける職員	12%	115人	12%

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		201,521千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		291,600円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		74.5%	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務手当	医師、歯科医師又は診療放射線技師である職員	診療、検診その他保健指導の業務	月額1,000円~51,000円
病院勤務手当	右の業務に従事した職員(がんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員を除く。)	患者に接する業務	月額6,000円~17,400円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円
有害薬品等取扱手当	右の業務に従事した職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円又は月額6,700円
夜間看護等手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務	1回につき2,040円~3,400円
	がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	1回につき1,280円

	右の業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの期間内における看護等の業務	1回につき1,700円～9,900円
死体解剖補助業務手当	右の業務に従事した職員(医師及び歯科医師を除く。)	死体解剖の補助業務	1体につき1,400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	567,467千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	770千円
支給実績(17年度決算)	549,745千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	843千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		42,770千円	213,900円
住居手当	・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 全額支給限度額13,000円 2分の1加算限度額17,000円 最高支給限度額30,000円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額4,500円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合	同じ		99,132千円	258,200円

	の2分の1の額 持家の場合2,200円				
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月あたり最高支給限度額75,000円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000円～5,800円)+加算額(3kmを超える1kmにつき175円～570円)	同じ		81,511千円	119,700円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		24,507千円	1,289,800円
休日勤務手当	静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ		46,564千円	91,300円
初任給調整手当	医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900円～306,900円	同じ		267,590千円	2,248,700円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額23,000円+交通距離の区分に応じた加算額	同じ		4,398千円	366,500円
夜間勤務手当	定められた勤務時間(午後10時～翌日の午前5時)として深夜に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		50,985千円	125,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回あたり：4,200円～20,000円	同じ		37,489千円	199,400円

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回あたり：3,000円～12,000円	同じ		186千円	31,000円
------------	---	----	--	-------	---------

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 652	人 49	人 603	% 92.5

(注) 仮に地方独立行政法人に移行した場合について試算した。

(参考) 静岡県行財政改革大綱実施計画(集中改革プラン)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	一般行政部門(病院以外の公営企業会計部門を含む)の職員数について、平成22年までの5年間で500人の削減を行う。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照